

第四六号 二〇一一年十二月発行

○発行 全国生活保護裁判連絡会  
○事務局 つくし法律事務所

(〇七五 二四一 二二四四)



# 第17回総会を沖縄で開催！

2011年11月12日～13日に沖縄で開催された生活保護裁判連絡会第17回総会は、現地の弁護士やケースワーカー、支援者、学者等の多彩な参加で成功裏に終了しました。

本号では、現地の学生の方等がまとめてくれた総会の様子を詳しくお伝えします。

歓迎の挨拶 「沖縄の貧困と平和への願い」  
加藤彰彦さん(沖縄大学学長)  
第17回の全国生活保護裁判連絡会が沖縄で開かれたこと、そして沖縄大学で開かれたことに大変感謝します。私は沖縄にきて今年で10年目ですが、沖縄に来る前は横浜で生活相談員をして、生活保護の問題を関わってきた。しかし、沖縄ではこの生活保護の問題がさらに厳しい状況にある。今年3月に東北で震災があり、福島原発の爆発があり、補助金等の資金の関係で原発を立てざるを得なかったが、現地の人たちは経済的にも厳しい状況の中で、生活しています。与那国島に自衛隊基地を建てることになった。来てほしくはないが、沖縄は経済的に厳しいため受け入れるしかなかったのです。沖縄には日本全体の1%の人口しかおらず、面積は0.6%しかない沖縄に、日本全体の75%の米軍基地があります。このような構造的な問題は、原子力発電所が建設される問題と類似しています。この構造を変えなければ私たちの生活は変わりません。

1959年旧石川市の宮森小学校に米軍の戦闘機が墜落しました。そのとき学校は給食時間、生徒11人、近所の人6人の計17人が亡くなり、200人余りが負傷したが、パイロットは墜落する前にパラシュートで脱出し無事でした。このパイロットは罪に問われることなく、本国へ帰還しました。このような構造をどうにかしなければならぬと思います。また、2004年には沖縄国際大学に米軍のヘリコプターが墜落しました。米軍ヘリは25mもの大きさがあり、まるで大きな壁が落ちてきたような状況です。このときはまたまた夏休みだったため人災はありませんでした。このように、事実としてこのことだけを見ていくと多くの人が被害にあっているのです。しかし、どれほど多くの人が訴えても、現状は変わっていません。この50年たたくさんの問題があり、基地をなくしてほしいが先へ進みません。対日平和条約が結ばれ、3条では、アメリカは行政・立法・司法上の権力の全部及び一部の権利を有するとあるように、アメリカに権限を委託しています。これは植民地的です。沖縄を犠牲にすることで、日本は独立を勝ち取ったのです。そして、沖縄を切り捨てた歴史が今も続いているのです。しかし、当時の総理大臣佐藤栄作氏はノーベル平和賞を受賞しています。

よる戦争放棄、25条の最低限度の生活の保護など、この2つはせめて実現できると考えています。議論の中で、最終的に復帰しよした。そして、沖縄の意見を十分聞いて決定した「復帰に関する建議書」を持って、沖縄側が羽田空港に着いたとき、国会では復帰に関する可決をしました。つまり、「復帰に関する建議書」は全く見られていない状態で復帰が決まってしまったのです。

復帰に関する建議書に書かれた、  
① 反戦、平和の理念 ② 基地の全面撤去  
③ 基本的人権の確立 ④ 自衛隊の配備反対  
⑤ 自治の確立、沖縄の政治教育 ⑥ 沖縄にとって必要な経済活動、県民本位の経済開発について議論し尽くされましたが、読まれることはなかったのです。

1972年5月15日に開かれた沖縄県発足記念式の中央式典には沖縄県知事である屋良朝苗氏を含め、一人も参加せず、復帰に対する抗議の意思を表しました。また、中央式典に合わせて、沖縄処分抗議、県民総決起大会を開催しました。この大会には、大雨にもかかわらず、会場である与儀公園には10万人を超える人が集まり復帰反対のデモ行進を行いました。

沖縄の本土復帰後は、経済的には道路や港などができていきました。そのためにつぎ込まれた9兆円の沖縄復興策のための予算は、結局は本土の企業に吸い上げられています。依然として、本土復帰後も経済的に厳しい状況が続いています。沖縄の失業率は全国比の2倍もあり、これは復帰後も変わりません。平均年収も沖縄は200万円、全国は300万円であり、100万円も違います。私としては子どもたちの問題を中心で考えてきました。沖縄のこのような状態を具体的に示そうとしても、なかなかできません。子どもに関する全国集会を開き、子どもの貧困についても考えてきました。沖縄は離婚率も1位です。なぜ1位なのだろうか。理由の1位に挙げられるのは、配偶者に生活力がないこと、2位に挙げられるのは、仕事がなく多額の借金を抱えていることだそうです。この

ように、離婚には経済力が深く関係しているのです。また、沖縄県は母子家庭率も1位です。また、沖縄県の母親はサービス業などに従事していることが多いのですが、それにより母親の帰宅が遅くなり、子どもの中には深夜徘徊をする子どもたちが多くいるという傾向があります。沖縄県の少年少女による深夜徘徊は全国比の4倍もあります。このように沖縄の生活環境の変化や多くの観光客の到来、第一次産業の枯渇などの質的変化が起きている中、構造的な問題が浮き彫りになっていく中、構造的な問題が沖縄のゆいまるる精神で助け合っているが、助け合っている中で共倒れになり、助けようとしている人たちがもがきつづけている。住居がない人たちが生活保護を求めると、住所がないからといって断られたりすることもあります。横濱にいた時は、実際に僕も何人かの保証人になったりもしました。沖縄には、生活保護を活用していけば助けられる人たちがたくさんいます。個別対応ではなく、このような人たちの生活全体をどうやって立て直させていくのか。これまでの人間関係・社会関係を直していき、手を取りながらやっていくというネットワークが必要なんです。

「ひまわり」というチラシを見てください。小学校に飛行機が落ち、口にできない状況が続きました。つらかったことも当然あるが、このようなことがまたあつてはならないというところで語っています。当時小学2年生だった方が小学校先生になり宮森小学校に赴任しました。母校に戻り教師をとるが、亡くなった仲間や負傷した人たちの思い出し涙止まらなかつたそうです。校長の平良先生と校庭を歩きました。実際に事故現場を見ると、涙が止まりませんでした。このことを黙るのではなく、もう一語ることによって、どんどん語り継いでいくべきことであると

思いました。今まで黙っていた方々の証言も集め、証言書は3冊みものぼり

1人の3年生の男の子が落ち込んでいた担任の先生に花壇にあったひまわりを一本持っていき、そのひまわりをあげました。先生はうれしかったが、男の子にはひまわりにも命があるから折っちゃうのはだめだよと諭しました。男の子は校庭のブランコに座り、先生に言われたことについて悩んでいました。そこに米軍の戦闘機が墜落し、担任の先生は男の子が事故に巻き込まれたのは、自分のせいだと自分がこの少年を殺してしまったのではないのかと自分を責めました。事故に巻き込まれ、男の子は誰かわからないほどに真っ黒に焦っていました。その遺体を見た両親は自分の息子のはずがないと、きつとどこかに隠れているんだと、泣き叫び、先生はそれを見てさらに苦しみました。これは教師一人一人の責任とかではなく、基地があり、戦闘機が飛び交うような生活がおかしいのです。安心して生活できる環境を作らなければいけません。そのためにつらい出来事ではあったが、証言を集めました。沖繩は自然にあふれ、生きる力をつくってくれています。

激しい勢いで子供の集団に米軍ジェット機が突っ込み、墜落炎上したあの日。傷ついた子どもと地域住民お痛みと悲しみは、平和な社会実現のための原点として、今、蘇ろうとしている。憎しみと破壊の連鎖を繰り返す戦争。宮森小学校の悲劇、庶民の暮らしの破壊を二度とくり返してはならない。私たちは、この映画製作を支援する会として、安心して暮らす時代を作るための一歩を踏み出す決意である。―チラシの「よひかけ」部引用―

今、生活の中で苦しんでいる子どもたち。このような社会にセーフティネットを作っていくことが大切です。沖繩は今変わろうとしているのです。東北の震災後、沖繩県民は自分たちのことのように考え、伊江島の人たちは被災した子どもたちの受け入れなどを行いました。沖繩は出生率も1位です。この沖繩の生活の基盤を変えなければ

ば！沖繩でどうやって生きるか私たちも真剣に考えなければいけません。この連絡会でもたくさんの方々の議論を受け止めて、次の段階に進めていきたいです。たくさんの方々にお集まりいただき、感謝します。実りある集会となりますように。



### 記念講演 「今あらためて、社会保障のあり方を考える」

井上英夫さん（金沢大学）

記念講演は、実際に井上先生が数多くのグラウンドゼロ（人類「再出発」の地）を訪ね歩いてきた経験を通して感じたことを土台に、これからの「福祉国家」日本をどのように構築していくか、を「福祉国家の核としての社会保障制度、権利としての社会保障の確立を軸とする政策提言を行ったものである。

特に、今年3月に発生した東日本大震災の被災地訪問を通して見えてきた「住み続けること」の難しさを背景に、21世紀の課題として「住み続ける権利」を提唱、四大地震により集団移転（高台移転）した村落の、都市計画に市民の意見が反映されないことで生じたその後の問題（農業従事者が都市に移転することになった結果、やるこたがなくなり、精神的な充足感がなくなつたなどのソフト面での失敗）を取り上げることで、衣食住の整備にとどまらない「医・職・住・生きる力」の整備をもふくめた真の支援の必要性を説いた。

さらに、福祉国家のひとつの核としての社会保障制度、権利としての社会

保障の確立のための「社会保障憲章」「社会保障基本法」の制定を憲法97条の具現化として実現させる必要があることを取り上げた。この点については、演者著書のなかに具体的に掲載されているので参照のことであるが、ここではその中でも井上先生が拙い摘んで紹介した点につき記録する。以下は、その記録である。

（法律上の権利としての生活保護受給について、）逆手にとられたのが契約によつて保障されることがあります。生活保護ですら契約的権利であるといえます。しかし私たちは裁判所に訴えることができます。人権として保障されるというところは、人権が保障されない場合やばく奪、侵害されている場合は、国や自治体を相手に、裁判を提起できるといふことなのです。

1972年のある判決があります。法律を憲法に照らし違憲判断をおこないました。人権の時代に入っています。この権利が憲法上保障されたのは画期的でした。みずから戦うものがいま世に必要がありません。外国人は意識が高く、例えばイギリスにフランスからも子供を産みにやつて来たりします。今は社会保障は国籍を超えてきているのです。しかし、日本はまだ遅れています。権利を保障するというのは国が保障するものです。企業が保障したりするのを監視する、という方法もあります。直接的、間接的の違いはあつても国が保障するのです。

部落差別をしてはいけません。差別構造を生み出したのは国です。ハンセン病も同様です。政策の誤りは国、法律が生み出したものです。しかしそれを国民が生み出したようにすり替えました。国は個人を保障し、個人は個人を尊重するべきなのです。

理念原則をうたっています。単に社会保障の水準を引き下げただけです。福祉サービスについて引き下げるレベルだけでなく社会保障への考えを変化させてきました。社会保障の構造はまず自助、そして共助、最後に国による支援となつていきます。社会保障は本来国

による保障であり、権利です。社会保障の基本的な考え方をかえてきました。根幹は自助、共助、そして支援が新しい社会保障のありかたです。自由獲得の努力を続ける、その中で作り出された社会保障なのです。一般扶助主義とは金持ちであれやぐさであれ保障します。

人間の尊厳の理念、それを具体化する自己決定と選択の自由、平等の原理ということになりま

アウシュヴィッツという歴史的にも悲惨な体験を経て、世界人権宣言に人間の尊厳をおいています。自己決定、つまり自分の運命、人生を決定できるということが人間の尊厳です。それには選択の自由がなければなりません。人権としての社会保障の原則

1950～80年代には7～8つだったものが現在では15あります。人権保障は国籍の如何にかかりません。大きく分けて以下の4つあります。

- ・権利性の原則
- ・保障水準に関する原則
- ・公的責任と制度運営に関する原則
- ・企業の責任の原則

人権は義務の履行と引き換えではありません。それは守られなければ裁判に訴えることができるのです。お金がなくても人間として生活できるようにするのが社会保障です。権利と義務の切斷が不可欠です。義務が果たせなくても人間として保障されるべきなのです。

保障水準 包括性と普遍主義的給付の原則があります。それは資産調査や資力調査によつて決定されます。

保障事故 保障水準、内容の必要、十分の原則を考えなければなりません。他の人と同等の生活水準の健康を保障しましょう。その他の国際条約でも他と同等の生活水準を規定しています。

公的責任と制度運営 自治体の規模を考慮しなければなりません。この前の震災は道州制をねらうごときからはチャンスです。しかし地方分権もつてのほか、地方主権の前に国民主権を徹底させるべきです。

国と地方自治体の責任 財政は日本の福祉国家のありようです。社会保障の費用は原則無料となっていますが、応能負担にすべきです。非営利原則を改めて強調するべきです。管理運営 国民主権に基づく民主主義であり、参加するべき。

企業の責任 労働者に対する労働条件、税金を収める義務を負っています。

憲法25条をより豊かに 生存権は、今は広がり豊かに生活水準を保障しましょう。健康権は最高水準を保障しましょう。戦後、憲法に健康と文化を盛り込んだ人はすこい

です。学者はそれを生存権とよびました。人の生活をしっかりとらえています。結核患者に対して活動をしてきた人もりこみま

大事さを痛感した人だからこそのことなのでしょう。憲法25条は生存権だけではありません。大きな広がり保障している条文であるところをえられます。事案から法を解釈し適用するのが法学者であり、必要ならば憲法を変えればいいのです。憲法を広くとらえる事で、社会保障の身を豊かにとらえま

生

生存権裁判について全国で9件おきています。老齡加算制度が廃止にされました。加算して初めて最低の生活をおくれているのが現状です。向上増進義務に反するでしょうか？

年金最低賃金保険料算定 いろんな人にかかります。福岡での裁判は勝訴しました。現在、最高裁まで継続中、口頭弁論の開始は2月24日です。勝訴側（生活保護受給者）が上告しました。最高裁向けの要請書の署名、カンパをお願いしたいです。

生活保護の水準を切り下げるといふのは老齡者の命を奪うことになりま

兵庫の原告は一番大変な状況です。生活する上でいろいろな付き合ひ、例えば祝儀や香典といったようなもの出費があります。日本を本当の福祉国家に変えていきたいです。

最後になります。頑張りましょう。とは言わないで、まあ、ぼちぼちがんばりましょう。

### 【質疑応答】

Q しっかりした労働組合があれば頑張らなくてもよい生活、人権が保障されるのでは？大きな柱が日本で消滅しています。貧しい生活をほったらかす現状がそこにあります。労働組合運動を活発にすべきです。震災の被害と戦争の被害は同じと考えます。A 労働組合について話さなくていいというわけではありません。生活保障は現在200万人を超えています。不正規労働党の影響もあるでしょう。日本の労働組合が機能していないという現状もあります。地域のなかでどう役割交代をしていくのかは考えています。それは生活保障を考えると、常に頭に置いてあります。労働組合には大きな力を発揮していただきたい。被災地で職員の方々が亡くなられているが、その職場の方々で活動を展開しています。陸前高田というところでは、まずちゃんと機能させるために労働組合の再生復興から始めなければならぬでしょう。これを機会に展望を。



訴訟と呼ぶようにしている。7月7日に提訴したことが由来である。

新宿で路上生活をしてきた男性が新宿区へ保護申請をしたところ、これを却下され、その違法性が認められた事案である。その後その男性には生活保護開始の判決が出た。

当時、東京の所属する事務所弁護士会を動かして行った。その中で総合相談ネットワークというのを発足させており、路上での炊き出しやその場での法律相談などをしてきた。その時に原告からの相談を受けた。原告は路上生活での生活保護に懐疑的であったが、アドバイスを行い申請を促した。しかしその申請は却下され、ホームレス用の自立支援センターでの保護を促された。

その後審査が行われたが、2週間後に却下された。稼働能力の不活用などがその理由とされた。しかし、2週間前には稼働能力についての言及はなかった。

基本的に新宿区はホームレスの人に生活保護を受けさせない方針をとっている。これは生活保護の趣旨に反している。仮の義務付けを求めたところ却下された。過去に自立支援センターにいたこと、稼働能力の不活用が理由。申請者がわがままで、自分勝手であるといった言い分も見られた。その後板橋区へ申請したところ即日開始が決定した。新宿と板橋で原告への扱いの違いが見られた。新宿区ではそもそもホームレスを門前払いをしているのだ。

それから裁判へとなった。16回の口頭弁論を経て、6月21日に終了が決定。これはかなり長くかかっており、途中で何度も心が折れそうになった。被告からの準備書面の内容は納得できるものではなかった。かなり適当にまとめた。しかし裁判所も被告側の立場だった。

しかし、段々と風向きがこちらへ変わってきた。ながとも先生や他にも色々な人達の支援が大きい。裁判においては原告がまじめに頑張ってきたことをアピールした。

自立支援センターとはどういう所なのか、裁判所へ伝えたかった。見学な

どもお願いしてみたが、これは却下された。その劣悪な実態を裁判官に知ってもらうことはできたと思う。

裁判には稼働能力の活用要件は充足していた。過去の経緯や自立支援センターでの生活、仕事が長く続かなかつたことを理由に評価していたが、結局は新宿区においてホームレスという時点で判断がくだされている、それが問題だった。稼働能力の活用要件の判断は難しいと思う。仮の義務付けも認められた。3年4ヶ月にわたる裁判だった。

原告は自分が注目されるのも気が引けていたため、裁判を頑張ろうと励ますことも大事であった。支援者の支援、精神支援なども裁判に勝つた大きな要素であった。



### 特別報告 ①北九州市（小倉北）自殺国賠事件

弁護士 高木佳世子さん

2007年6月10日北九州小倉北区で60代男性が自殺した事件。病気で働けなく、生活保護の受給をしていながら、配管工への就職を理由に辞退届を提出させられた。保護を廃止され、体調を崩して失職し、その後保護申請をおこなったが、2週間仕事を探してまたこいと追い返された。

自殺当時の預貯金は79円しかなかった。マスコミも取材したが、当時の北九州市はそういう事件に敏感になっ

ていて市職員も余計なことを言わないようにした。4月初めから保護の相談を行っていた。その時に職員がノートをとっていた。

だが、それには（自殺した男性が）悪質なケースであると書かれていた。悪質とはなんだと思った。

所持金に關していろいろ聞いた。通帳残高は少ないが、6月中の生活がままならないとは思えないと追い返した。理由づけに無理がある。

2009年に国家賠償請求訴訟をおこした。申請があつたんだから調査を開始するべきだったとの内容で訴えた。男性はバイクの所持も認められなかった。2006年申請の時は、アパートを見つけて申請したが認められなかった。辞退届で判断したのに、就職により辞退といった内容で廃止されたことも問題がある。男性は1998年に生活保護を利用して、知人宅に身を寄せているときに申請をおこなった。

北九州市の運営には問題がある。何かと理由をつけ生活保護を受けさせないようにしている。北九州市に慰謝料150万、弁護士費用15万を要求し、認められた。

バイクの所持・借用、敷金に関する説明義務違反。辞退届による保護廃止の違法性。廃止決定通知書への理由などの違法性が認められるも、自殺との因果関係そのものは認められない。

2009年にも北九州市で稼働能力不活用による餓死事件も起きている。



### 特別報告 ②和歌山ALS訴訟 障害者自立支援法による在宅での介護保障を求める行政訴訟

弁護士 長岡健太郎さん

2010年9月和歌山地裁へ提訴した事件。二人の原告がいて、両者ともALS。ALSとは筋萎縮性側索硬化症

のことで自動呼吸器などを使用しなければならぬ。原告は、医療保険、介護保険で様々な支援を受けている。全身の筋肉がおとろえ、随意筋が動かせなくなる。呼吸もできないので呼吸器を用いており、24時間常に介護が必要な状況にある。

生活保護の内容の取り消し、24時間間の支援の義務付け、仮の義務付けの命令、国家賠償請求を求めて訴えを起こした。

原告の一人Aさんは男性74歳で裁判の途中の平成23年9月に亡くなった。妻は77歳で介護も難しい。発症時期平成十七年、要介護度5、身体障害者手帳1級。人工呼吸器装着、四肢は全く動かさず、動くのはまぶたのみで、眼球を動かすコミュニケーションをとっている。ヘルパーは十二時間しか支援のもとで働けない。残りは周りのサポートで補っている。ヘルパーの人まほうっておくわけには行かず、給料外での労働を強いられる。

もう一人のBさんは男性74歳は妻72歳、発症は平成十八年。要介護手帳。動くのは顔面と左足小指のみ。伝の心というコンピュータで意思表示をおこなっている。左足小指を使って文字を打つものであり、短い文章を書くだけでもかなりの時間がかかる。今回の訴えに關して、文章を作ってもらったが、それを書くのにも2週間ほどかかった。介護がないと何もできないので24時間の介護を認めてほしいと願っている。

県は市に対し、本人の希望する生活を提供しよう求めた。しかし、実際にはサービス内容は1日最大12時間の介護。のこりは事業所で独自にやっていた。2人の希望はとにかく24時間の介護が第一。老老介護は支援が行えない。息子が介護するとなると仕事をやめないといけない。

和歌山県の主張はあくまで自助、共助、扶助と考えている。自分でできないなら周り、周りもできないのなら支援という形。妻がいるのだから妻がもつと介護をすればよいとの立場をとっている。裁判後はBさんに仮の義務付けがで

### 特別報告 新宿七夕訴訟事件 弁護士 東 奈央さん

ホームレス新宿訴訟とも呼ばれることがあるが、原告のことを考えて七夕

た。1か月650時間介護の仮の義務付けを要求したが、1日20時間までの仮の義務付けがあった。

裁判では争点として緊急の必要性があるか、介護時間が24時間の必要があるか、奥さんがどれだけ介護を行うことができるかなどが争われた。和歌山市は24時間の介護は必要はないと言った。ALSの説明や医師の説明書などを提出し、常に介護が必要であると主張し、それが認められた。和歌山市は妻がいるのだから、常に介護が必要ではないとの主張。緊急性がないと言った。それに対し、老老介護である、妻にも介護の限界があると主張し、20時間は必要であると主張し、認められた。

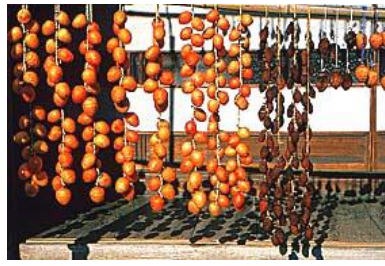
その他の訴訟ではボランティアで介護があるとの理由で請求を却下したケースもある。ボランティアに介護の義務はない。これを理由に緊急性の否定は認められないと主張した。

仮の義務付けの審議に1年かけた。Aさんは仮義務の直前に亡くなってしまった。現在和歌山市は抗告をし、高等裁判所の判断をおおいでいる。最終的には24時間介護の判決を勝ち取りたいと考えている。

脳性まひのケースも、ALSと同様ヘルパーがいなくて一人では何もできない状況。首から下が動かないので日常生活もままならない。以前は障害者自立支援制度の変更前だったので、1日あたり24時間の介護を受けることができた。その後制度変更が行われ1日当たり12時間へ介護時間が変更された。症状自体は変わらないのに、このような制度変更により介護内容が変わってしまった、以前のように行かなくなってしまう、以前のようには行かない。ALS、脳性まひのどちらも、ヘルパーの介護時間が少ない。1か月250時間を超えると国から補助がないので、いついつの基準以上の支給を和歌山はしづつしていた。基準自体に問題があると考えられる。

脳性まひのケースでも仮の義務付けが決定された。和歌山地裁の判断はALSのケースとほぼ同じ内容であった。

緊急性など。今回のケースでは24時間はできなくとも幅をもった支給量を出すという決定が行われた。これによって20〜24時間の幅の中で介護が行えるようになったが、ちゃんと24時間の支給を勝ち取りたいと思っている。



特別報告 ③秋田国保勝訴事件  
弁護士 虻川高範さん（秋田中央法律事務所）

一連の訴訟は7件あります。これらの訴訟は別々なものではあるが、狙いは同じです。原告らはいずれも生活保護を受けていない原告で、健康保険法の保険料や固定資産税、医療費等が払えないので減免を求めた裁判です。訴訟理由は、もともと生活保護を受けていない人らは生活保護ギリギリの状況であるのに、税金等がかかることで生活保護を受けなければならぬ状態になるのは生活保護の目的に合わない、故に、減免やほかに税金の負担を減らすことで生活を保障すべきではないかというものです。このような生活保護を受けなければならぬ状態にある人たちには、都会型のワーキングプアではなく、農村型ワーキングプアの人などです。

湯沢市事件では、原告は大学生を含めた世帯で国保税を課税されていた。そのため最低生活費の算定はそ

の大学生を含めて行ったのですが、湯沢市は最低生活費の算定では大学生を世帯分離の扱いで除き、税減免申請を不承認とした事案です。また、仙北市事件で出てきた国民健康保険法44条はあまり機能していません。この条文でいう「特別な場合」とは、震災などで著しく財産を失った場合のみなので他の事例には使えないからです。これは、ぱっと見は生活保護に關係ないものに見えるが、これらは保護基準に關連してくるものです。生活保護とは最後のセーフティネットです。そのため、より申請しやすい制度にするために、同意書を出さなくても受理するという制度にするべきです。

仙北市国保負担金減免裁判は、「はじめての事案」だといえます。しかしこれは突然出てきた裁判ではありません。生存権の自由権の側面として課税による生存権侵害を訴えた秋田市国保税違憲訴訟や、社会保障が安定していないので、生活保護受給者にもある程度の預貯金は認めるべきだと訴えた加藤人権訴訟などがありました。それらを踏まえて、条例・規則の制定・整備というように、減免の制度化をするが、依然として、申請は少なく、申請しても減免承認件数は少ないのが現状です。そのために、今回の一連の訴訟提起が起きたのです。申請しやすい制度にするために「北秋田市事件」、誰でも医療を受けられる権利は「仙北市事件」で、貧困の連鎖を止めるために「湯沢市大学生世帯分離事件」、貧困者にも「手持ち」が必要であるとする「手持ち金事件」というながれです。

の判決の到達点と成果と課題をくごください。これらの判決による秋田県内の動きとしては、仙北市、湯沢市で判決の趣旨に従い要綱見直しになり、湯沢市では同種事案で不承認としていたものを遡って減免承認処分とし、県内他市町村でも要綱の見直しが進んでいます。また、秋田市等では大学生も世帯に含めて最低生活費計算をする要綱が出て、「同意書」は2市を除いて制度的にはあるが、出しても出さなくてもいいというふうになっています。しかし、制度化は一定程度進んできまし

たが中身が進んでいないため、申請数は少なく、申請されても通ることが少ないのが現状です。これら一連の裁判7件のうち原告8人、勝訴7人、残り2件は控訴中となっています。



特別報告 ④沖縄の現状  
繁澤多美さん（社会福祉士事務所いっぽいっぽ）

私は社会福祉士をしていますが、今回、私たちの視線からの沖縄の状況をお話してくれ、ということに急遽この場に立たせて頂いています。社会福祉士とは生活相談や生活支援をするお仕事です。社会福祉士の中で、行政機関で働く人は5%くらいで、大半は病院とかで働いています。社会福祉士になるには難しい試験をクリアしなければいけません。社会福祉士になっても思いうように給料がもらえないのが現状です。また、社会福祉士として独立していろいろとやることもあります。中には、貧困問題専門に取り組みする社会福祉士事務所があります。

私は沖縄で社会福祉士事務所を開いています。社会福祉士の活動から見えてきた沖縄の現状についてお話したいと思います。沖縄は高失業率などで収入が少ない現状が続いています。住居がないとかの相談が多いも多く、話を聞くと仕事を失う前から生活保護を受ける状態の人や受けるべき状況でも受けていない人がいます。なぜ生活保護を受けていないのかといえ、生活保護を受けたい人は多いのですが、役所に相談しても車を持つていたためたとかもつと働けるなどの理由で、生活保

護を受けることができないなどと言われる申請を拒否されたため、生活保護受給をあきらめた人が多くいます。那覇市では、申請書が窓口で置かれていない、相談しないと申請書がもらえない、相談を受けるためには朝早くに行つて、整理券をもらわないといけないなど、なかなか申請することができず、申請に行つても相談の扱いを受けないなど申請を通すのも困難な状況です。もし申請できても、申請から決定になるまで一か月近くかかるということもあります。故に生活保護を受けたい人は長年いろいろやってきたけど結局は申請できない、または途中であきらめる人が多いのです。

沖縄には互いに助け合っていくというゆるいまーる精神というものがありません。しかし現在のゆるいまーる精神が機能していないのではないかと思われます。なぜなら、助けを求めても家族や兄弟、友人も生活に困窮しているために助けることができない場合などがあるからです。また、都市部では沖縄の助け合いの精神も機能しきれないが故に、ゆるいまーる精神が機能不全に陥っていることも挙げられます。これらを改善するためにも、社会として社会福祉制度を使つて一人一人の生活を安定させることに努めなければなりません。

生活保護の仮の義務付け決定の場合について少しお話ししたいと思います。申請者Aさんの子どもにはAさんを扶養できる余裕がなく、Aさんは友人にも見放されたため、生活に困窮してしましました。ここにもゆるいまーる精神の機能不全がみられます。Aさんは年金担保について問われました。Aさんは知人に誘われて年金担保を使つており、頼れる人はいない状況の中、塗炭の苦しみだったそうです。現在ではAさんは古くからの友人との関係を修復しながら生活を改善していつています。

社会福祉士事務所自体は、儲けはあまりないので一時は活動費の不足により事務所を閉じたが、話を聞いて共感して協力してくれる人が増えたおかげで、現在は事務所を復活しています。社会福祉士の技術を發揮する機会をつくり、

弁護士との連携をとっていききたいと思  
います。



## 基調報告 情勢と今後

生保裁判連事務局長 竹下義樹さん

雇用の劣化が今の貧困を作り出して  
いる。労働運動を通じた反貧困。生活  
保護の増加200万人。生活保護を利用  
せざる負えない状況にきている。国  
の動きはさらに締め付けをしている。  
就労指導を有期保護の手法にしようと  
している。基準が高いという意見を厚  
労省は持ち込んでいる。国の動きを的  
確にとらえながら反貧困の重要性を認  
識する。勝訴の裁判から見出せる。就  
労指導に影響が出る。生きがいを奪う  
ことは孤独死を生む。

生存権訴訟は来年にかけて山場であ  
る。それを乗り切らないと貧困に飲ま  
れる。お年寄りが我慢をしている姿を  
裁判所に伝えることが必要。



**第1分科会 生活保護基準・制度改革**  
①社会保障審議会生活保護基準部の状  
況（弁護士 大澤理尋さん）  
最初は社会保障審議会生活保護基準  
部会の状況について、それを傍聴した  
大澤理尋先生が話してくれた。

A 生活保護基準部会  
生活保護基準部会とは生活保護基準  
を決める厚生省の委員会、厚生省が  
現在の生活保護基準は現状と合ってい  
ないと考え新たに生活保護基準を作る  
ために設けられた委員会である。  
2011年4月、9月、10月、11  
月に開かれた。新しく作る基準は厚生  
省が特別集計のデータをもとに決める  
もので、内閣の税と社会保障の一体改  
革に関連しているので期限決められて  
いるものだった。

厚生省はあたかも生活保護基準がよ  
くなるような発言をしていたが、基準  
部会の議論を保護基準の削除に誘導し  
ているものだった。厚生省側は生活保  
護世帯よりも低所得者の方が生活は苦  
しく今の基準では高いという見解出し  
てデータをもとに説明していた。また  
説明の中には生活保護受給者が新薬を  
不正に流したり、医療費の不正利用を  
したりしたという一部の受給者につい  
て説明していた。説明には不十分なと  
ころもあり母子加算の制度を父子家庭  
でも利用できるのにできないような説  
明で公的に検討した見解がないような  
説明だった。

厚生省側はメールなどでナショナル  
ミニマムの委員会の意見が反映されて  
いないという意見を出したりしたらそ  
の意見をもとに説明を変えてきたり、  
柔軟な対応を見せることもあったが、  
期限を設けて保護基準を決めるので強  
引な取りまとめをする可能性がありそ  
うだった。

厚生省の保護基準の考え方には疑問  
があり、標準三人世帯（夫婦子ども）を  
基準に考えているがそれだと現状に合  
わないと思う、もっと高齢者や若者な  
どモデルを作るべきではないかと思っ  
た。また「就労は生活保護を脱する」  
という見解を厚生省側は示していたが、  
就労をしたとしても再度生活保護を受

けた人のデータが考慮されていないも  
のであった。

データの集め方に関しては「自分の  
家族にどういったサービスがあったほ  
うがいいか？」などの質問を国民に対  
してメールでして、国民に生活保  
護のサービスを自分に置き換えて考え  
るいい機会を与えたものと思った。  
しかしデータは直接の当事者である背  
かつ保護受給者の意見が反映されてい  
ないものだった。

委員会の委員が発表をしていたが委  
員の林先生の発表は「安心はむしろ活  
力を減らす」という見解であったり、  
駒村委員は経済分野の先生なのに座長  
だったたりした。

B 私たちが厚生省の動きに対してす  
べきこと

生活保護に対するバッシングがネッ  
トで多い。報道機関が伝えている一部  
の生活保護者の事情だけをとらえてい  
て生活保護を削減しろという一般の意  
見が多い。そういう意見があると生  
活保護受給者は傷ついてしまう。もっ  
と声を上げて意見を表明する必要があ  
る。

マスコミの方にも最低年金を設ける  
べきだといった意見をもったひととい  
るので協力しながらやる。厚生省の強  
引なとりまとめを対策をし、生活保護  
基準を改善の方向へ持っていく必要が  
ある。

質問

Q 基準部会にいい影響を与えるため  
にどうすべきか

A 各研究者の報告や当事者の意見を  
出してはいる。

Q 所得分類ごとに資質を出している  
が国民全体の支出を出しているか？1  
0万の所得がある人と20万を持って  
いる人は差があるし、10万のひとが  
10万使い切る生活をしているわけ  
はないので科学的に分析していかない  
と10万の人は実際は7万の生活をし  
ているかもしれないがそれについて  
どうか

A そういう差が出てくるのは当然だ  
し、使い切らないのも当然だという磐  
田先生の意見があった。そして厚生省  
もそんな感じ。

Q 貧困世帯は子どもが多い世帯があ  
る。他人の世帯の議論はあるか

A 議論は一応されているが気をつけ  
なければならぬという程度

Q ドイツの子どもの生活保護基準に  
ついては

A ドイツはマーケットバスケット方  
式だから低い、子どもの額が低い理由  
は子どもは小さい大人ではないという  
考え、ドイツ人も説明できない。ドイ  
ツでは統計上の根拠をつけて説明でき  
るように動いている

Q 台所もクーラーも入っていない、  
水道も入っていないそして脳梗塞を起  
こしている人が申請書も受け付けてく  
れなかったことがあった、先生を呼ん  
だら課長が生活保護の申請書を持って  
きた。10万ちよつとの生活保護費、  
質問者の夫婦での年金は14万円だか  
ら生活保護費よりはずつといという  
感覚だが一人あたり7万円円なので一  
人当たり低い気がする。世論は生活保  
護費を下げるという流れになるのかそ  
れとも年金を上げるという議論になる  
のかどうなんだろうか

A それはせめぎあいの状態、従来は  
生活保護費をさげろという論調。とこ  
ろが最近では年金が少なすぎるとい  
う意見も増えてきた。読売新聞などはそ  
ういう報道。高齢者には生活保護ではな  
くて生活できる制度が必要。最低保障  
年金等。年金を上げること可能。

Q 刑務所から出所してきた息子(5  
5)と母親の生活。就労活動を一生懸命  
すれば生活保護を抜け出せる3割とい  
う役割の説明。役所は就労支援を  
しているがどれくらい確立で就労し  
ているのか

A この学会では質問に答えられない  
が、高齢者はやはり難しい、  
②ドイツの最低生活保障の動向

嶋田佳広さん

日本は雇用保険と生活保護に隙間が  
あり第二のセーフティネットが必要。  
ドイツでは雇用保険と社会扶助(生活  
保護みたいなもの)間に失業扶助とい  
う税金が導入される第二のセーフティ  
ネットがある。しかしいったん就職し  
ないと雇用保険さえ受けられないので高  
校卒業者は就職しづらく結局生活保護

者になる。そこで失業扶助と社会扶助  
を合体して求職者保護と社会扶助に分  
けた。働ける人で職がない人は求職者  
扶助、家族も含む。求職者扶助は70  
0万人 500万人18歳以上 子ど  
も200万人 六人に一人ぐらい子ど  
もは生活扶助を得ている計算。ドイツ  
は当初の予定より予算がかかっている  
が生活保護に力を入れてきている。日本  
より多いけどちゃんと対策している。日  
本の200万人はまだドイツに比べて  
低い方。

ドイツでは生活扶助の額が低い 2  
90ユーロ三万円。日本だと5万円。  
ドイツには工夫があつて実際どいつが  
出すのは食費とか生活費だけが、家  
賃は全部だす方式。日本は住宅扶助は  
出るけど定額。ドイツは現物でコート  
をくれたりする、ドイツは生活扶助の  
給付にくらべていろいろついてくる制  
度があり10万程度の生活ができる。  
しかしこの生活扶助や住宅手当の給付  
は一個一個申請しなければならぬ、  
役所が判断し申請が通らぬと裁判が  
起きたりする。個別の需要にこたえら  
れるのが行政コストがかかる。持たなく  
なる。

ドイツではこれを受けて生活扶助を  
多くしてその他の制度を少し減らして  
住宅扶助も全額ではなく制限を設け始  
めた。生活扶助は345ユーロにして  
他の制度をそれに入れて減らした。足  
りなくても足りても自己責任で管理し  
てという体制になった。そういった制  
度で想定外の費用にどう対応するか  
従来は想定外の給付も考えられたが、  
今の生活扶助制度は貸付給付があり、  
返せないと保護費が10パー減る。も  
ちろんそれに不満の訴訟も起きている。

従来は制度はちゃんと生活できるので  
憲法違反と判断されなかったが改善し  
た制度はドイツでは離婚が多いが親権  
は離婚してもあり、子どもに会う費用  
が必要で給付がもらえない制度の状況  
なので生活保護を受けたからと言って  
子どもに会えないのは憲法に反する  
ということが訴えがあつた。裁判所は違  
憲とは最初は言わなかった。こどもは  
お昼過ぎには終わる。普通のことでは  
スポーツクラブに行くが生活保護を受

けているとスポーツクラブに通う給付がもらえない状況にある。こどもについて当初考えられていなかった制度で大人に対する制度だったので見直すべきだろうと考える。

そういう子どもの状況も明らかにあった。国会で生活保護基準が議論された。生活保護費は100%のうちタバコなどの生活費を削って96%にして計算して出していた345ユーロ。計算が恣意的だということで再検討されたがそれでも345ユーロと変わらなかった。

### ドイツでの保護費計算

夫婦二人 345×2×90パー  
子ども 14歳〜17歳 80パー  
0〜13 60パー

従来は太っている人は食費が多くなるという計算だったが変更された。

### 裁判所

裁判所からビールはよくてタバコがダメだとかいう計算は間違っているという判断がでた。さらに憲法に今の制度は反しているという判断がでた。345ユーロの金額がダメだということではなく説明や計算の仕方がおかしいという判断だった。

裁判所が計算やり直せという判断の前は359ユーロまで一応上がっていた。判決が出た後は単身世帯が削る計算になったが364ユーロになった。

### 日本の生活保護との関係

一般保護と特別保護に分けられている。日本は行政の内部で判断している。ドイツの生活保護では特別給付を全く出せない状況になるのは違憲という判断もされたので条文の追加が起きて従来の形の近づいた形になった。しかしドイツも財政的に悪化してる、さらに憲法にこれ以上借金しないというもののでききつい状況。そこでドイツでは漏れをどうにかカバーしている状況である。

ドイツには今でもその人にとってこの給付が必要ではないかという特別基準がある。日本では健康で文化的な需要が満たされない。個別の需要を満たす制度が必要。日本だとそれを満たすために外の給付を削る形にある。特別基準を幅広く活用していくやり方を日

本も検討するべきではないか。ドイツは移民が多い、移民の人の生活扶助を考える必要がある。

### 質問

Q 高齢者はどういう給付をされているのか

A 同じ基準で345ユーロ、年金で暮らしている人が多いので高齢者は大抵年金生活

Q どういう生活を高齢者はしているか

A 9万から10万の生活をしている

Q 老齢加算はあるか

A ある

Q 個別の給付が減ったということはその個別の給付の訴訟も減ったのか?

A もちろん減った。むしろ訴訟をへらす目的もあった。

Q 自治体がアプローチの具体例

A 住宅扶助の話で住宅の適切な度合いの基準を考えると住み替え、引っ越しをしなければならぬ状況になったりするので自治体と一緒に考えている必要がある。

③活保護制度に関する国と地方の協議

弁護士 舟木 浩さん

保護の運用面の見直し  
有期保護を自治体は主張していた。大阪府は生活保護受給者が増えており財政を圧迫している。

地方との協議は地方の意見を踏まえた制度改革をするためのものであると細川大臣は言っていた。

就労インセンティブや医療扶助等の適正化、生活保護費の適正支給の確保などが話し合いの内容

生活保護受給者に対する自立・就労支援及び第二のセーフティネットとの関係整理については、求職者支援法の給付金について自治体の側は低いという意見だった。低いので結局は生活保護に陥る。厚生省の見解はこの給付は生活を支えるのが目的ではないのでご理解くださいということだった。

ハローワークは優秀な人しか引き取ってくれない。ハローワークとの情報共有をしたい。ハローワークと福祉事務所の連携が必要。厚生省はハローワ

ークは働く意欲がある人がある人が行くところという見解  
有期保護について  
五年間就労できなかった人はもう保護できないというわけではなく、再度審査をするという厚生省の見解。

生活保護を受けながら働いた人に手元に残るお金を作ることで動機づけをする

働きたい人がいても就労することができないという状況の中ハローワークは受け付けない状況で福祉事務所が調べたい、自治体と厚生省は意見が合っていない。

医療扶助や住宅扶助等の適正化  
ほんとうに必要な人まで受けることができない可能性があるので厚生省側も自己負担の導入には慎重。ジェネリック医薬品に関しては医師会協力のもとやる。

貧困ビジネス関係では金銭管理は原則禁止、サービス提供には契約書のなかに具体的に示すことが求められる。貧困ビジネスに関して厚生省は本当に規制する気があるのか。

暴力団員でないかそうでないかの判断は議論が必要。

年金担保貸付は不正受給の温床になっていると自治体からの意見があった

全額国庫負担  
生活保護受給者が急増している大都市圏では国が財政をすべて負担すべきだという意見があった。

就労支援員の配置  
補助金をだして自治体に対応している。

## 第2分科会 運用・利用支援

第二分科会では、全五人(楠さん、瀬底さん、高橋さん、半田さん、大井さん)から報告があった。

①楠和起さん 沖繩・司法書士

生活保護とのかわり及び生活保護制度の広報の大切さについて述べられていた。故・宮里徳男さん(司法書士)の多重債務の破産事件のデータをもとに貧困問題に取り組むようになったこと。その結果生活保護の支援にも取り組むようになった。多重債務の原因を見つけないと母子家庭のために収入が足りない場合や無年金のため収入がないといった状況がある。そうなる多重債務の整理をするため破産宣告を裁判所で受けても、生活が営めないため根本の問題が解決しない。

また、申請希望者が法律に関して専門的知識を有していないため法的問題の整理がうまくできずに申請が難しい場合がある。病気を抱えている人の中には対応中にけんか腰になってしまい、申請書がもらえないこともあるとのこと。そこに司法書士が入り、法的問題の内容をきちんと整理すると同時に生活保護申請の法的な説明(資産の活用)を行うことで、申請希望者も再度やる気が生まれ、申請書ももらえることもある。実際に申請に行った人の話を聞くことと資産活用や稼働能力、親族の支援を理由として断られることもある。

司法書士として仕事をしていると、自己破産に関する相談が多いとのこと。その際に相談者の状況を聞き必要であれば生活保護制度を合わせて紹介している。現在新人の司法書士の研修においても自己破産の相談に対して生活保護の活用する手段などを説明するよう指導しているとのこと。

実際の母子家庭の事例において、破産後家族(娘)のために再度闇金からお金を借りた方がいたとのこと。ダブルワークで働いていたため子供(息子)も荒れている状況。相談を受けた際に生活保護の活用を提案。当初嫌がっていたものの説得し生活保護を受けようになった。ダブルワークの仕事の一つをやめ不足分を生活保護でもらうという形をとるようにすると、子供

と関わる時間をとることができるようになり、ダブルワークの頃より実収入も増えたとのこと。実際相談に行くこと、相談員から「なぜもつと早く来てくれなかったのか」と親切に対応していただけのこと。役所の人もそれぞれ考え方が異なり、全員が水際作戦を行っているわけではない。

これから先、生活保護制度の正しい認識を持ってもらうために制度広報が重要である。制度の広報を行うことで生活保護を受けることができるにもかかわらず受けていない人たちも利用することができるようだけでなく、行政の適正運用ということも言う効果も期待できるとのこと。現在は生活保護を受けている家庭の子供が高校へ進学できるように教育支援の制度も存在。現在司法書士は、毎週金曜日に生活保護の相談員も行っており制度の外からと中から支援を行っているとのこと。

質問

Q 司法書士が相談員として仕事をを行うというのはどのような形か。

A 契約を結び嘱託として行っている。特に若いケースワーカーなど法律にそこまで詳しくないことがあるため、債務整理や不動産関係の相談のために相談員を行っている。

②沖繩県生活と健康を守る会事務局 長・瀬底律子さん

2009年に準備会を発足し、旗揚げを行って現在活動中。2010年度は週5日相談を行っており、月平均の相談件数が27件。生活困窮や保護に関する相談がそのうちの5割だったとのこと。相談は、電話や来所、訪問などの形をとっている。出前相談に関しては各地域で行っている。相談者偽かつ保護が必要な場合であれば、相談者の問題を整理し激励しながら保護申請の支援を行っているとのこと。申請書の記入援助や同行支援などを行っており、問題に広く対応できるように他の機関と連携しながら相談者と向き合っているとのこと。

相談を受けていて難しいと感じるのがホームレスの方などの住宅の確保とのこと。実際の事例の中で居候をしている人で生活保護を受けたいが住居が



見つからなかった方がいたとのこと。最終的に親戚に保護費から返す旨を約束しお金を工面したとのこと。相談を受けていると相談者が保護制度に偏見を持つていることがあり、自身の保護に対する偏見から受給者に対する偏見がある人もいるとのこと。こういった偏見から保護申請の権利を利用しない人が存在。

また、実際に制度を活用する際に困ったことがある。那覇市の場合であれば申請から決定までおよそひと月。その後申請決定から実際に支給までさらに1-2週間かかることもあるとのこと。申請者のほとんどがすでに手持ちのお金がほとんどないため保護費を受け取るまでの生活の確保が問題。

Q 相談者自身も保護に対して偏見をもっているというのはどのようなものか

A 1生活保護を受けていると医療機関の対応が気になってしまい、病院に行きづらくなった。夫婦と息子の三人世帯。↓保護を受けると近所づきあいが切れる。そのため受けずに生活していきたい。本人が見た保護者と風評被害から、偏見が生まれているなど。

③ 弁護士・半田みどりさん

岸和田生活保護訴訟について  
事案において原告は37歳、平成20年2月に派遣切りのため失職した。その後仕事が見つからず、家賃や公共料金を滞納するようになったため、生活保護を受けようとする。当時の所持金は400円。しかし、生活保護の申請へ行くと病気やけががなく、年齢が30台であることを伝えると仕事を探すように言われ門前払いとなる。この時に、行政の対応としては「申請」にきた人に「相談」という形で対応する手法を用いている。申請と相談は別であることを認識しなければいけない。「稼働能力の活用により最低生活維持可能」という理由で4回相談へ行くもすべてが却下となり、6回目ようやく申請が可能となった。本人だけで行くこと「若いから」「仕事を探せる」ということを理由に窓口で返されきちんとした相談内容も記録してもらえない。問題点として、稼働能力の活用に対

する認識がある。申請希望の人は実際にハローワークへ行ったり商店街の張り紙を見て就職活動を行っている。しかしハローワークの場合毎日行っても求人内容は特に変わらないが、3日に1回行く程度では少ないといわれる。このことは無駄な努力を促すものである。なぜなら、求人情報は日々変化するわけではないため、3日に1回でも十分であるからだ。現に金銭を所持していないにもかかわらず、申請が認められない。稼働能力があるなら仕事を探さなければいけないという考え方が根底にあるのではないかと。

また申請の却下に関して5回とも同じ理由で却下を行っており、1回目については申請から4日で却下されたとのこと。一度訪問された際に一緒に仕事を探そうといわれ、ハローワークへ行く約束をするも体調が悪く、病院の予約を取っていたので日程変更の申し出を行ったが、ハローワークへの同行を拒否したとして同行予定日を待たずに却下された。

行政側は、有効求人倍率のみを理由に職が見つかるかと考えている。しかし申請希望者は中学卒業で、自動車免許も持っていないためなかなか職が見つからない。経験者優遇という言葉があるが「優遇」という言葉の意味以上に採用において考慮されるものである。また、月給制の給与システムも原告を苦しめた。三回目の申請時の10月にある会社に内定したが、給与が支払われるのは翌月の11月である。その期間まで生活できないため、別の仕事を探すもうまくいかず、結局内定していた仕事も別の人を採用したため就職できないう悪循環がおこった。

Q 有効求人倍率から職を探せるという主張に関してどのくらいの倍率であったのか。

A 警備の仕事だけは高く1.0を超えているが他の仕事は軒並み下回っている状況。1を切っているといっている。0.8、0.9あれば何とか仕事は見つけることができるといわれる。

④ 弁護士・高橋陽一さん

滋賀県長浜の事件の報告  
リーマンショックによる影響の派遣

切りにより失職。当時の有効求人倍率ははつきりと記憶していないが0.3程度であったとのこと。原告は派遣で工場における仕事を行っていたが、病気で腕にしびれが現れるようになった。病院へ行ったが重いものを持つことができなくなってしまう、解雇となる。解雇となったため寮から退寮を余儀なくされ知人のいた長浜のレオパレスへ引っ越しことになる。失業給付で生活をしながらハローワークで仕事を探すも病気のため働き口が見つからず、最終的に失業給付も切れる。肉体労働(ブルーワーカー)を行ってきた原告にとって景気の状態から就職することは非常に厳しい状況だった。

3月末に生活保護を受けようと考え足を運ぶ。長浜では行政職員が申請希望者を追い返すことはないが嫌がらせのような手段をとるとのこと。原告の場合には生活保護を受けるためには申請が必要であることをしらなかつたがそのあたりの説明は特にせず申請書も渡さない。また、原告の住んでいた場所が原告名義の部屋でなかったため部屋の借主である知人を連れてくるよう要求し事情の説明を求めた。その際、借主の知人に対して「また貸し」についてレオパレス側は許可しているかを聞いた。また、担当職員が原告の住む部屋に足を運び部屋の中にある者を指さして「誰のもの」であるかをしきりに聞くというところを原告は不快な思いをさせられた。

その後インターネットで生活保護の支援などを行っている団体を知り、申請がなければ保護を受けられないことを教えてもらい、弁護士とともに申請へ行くことになる。

行政側の対応では、申請のつもりで言っても相談扱いされる。何とか申請書をもらっても稼働能力不活用ということで却下され審査請求も通らなかつたので訴訟となった。

被告側は、原告が仕事をえり好みしているとして、ハローワークにある実際に訪ねるケル仕事を提示。申請前の行った訪問調査の法的根拠に関しては説明がないとのこと。今回原告が3区に訪問した際の経過を残していたため

事実整理が行いやすかつた。

⑤ 弁護士・大井琢さん

沖縄での訴訟と今後の課題

実際に担当した事件の説明から行っていた。まず子供9人と生活している家庭において車の所持を理由として家族全員の生活保護を廃止したうるま市の事件。次に、70歳すぎの女性が年金担保を受けていたため生活保護の申請が認められなかつた事件。その次に15歳の女の子が高校受験を失敗し翌年受験しようとするもケースワーカーから5月に電話が入ってきて1週間以内に仕事を見つけないと世帯分離を行うといわれ、本当に世帯分離をされた事件。最後に脊柱管狭窄症の60歳女性。週5日以上1日4時間以上働くよう指示された事件(しかも60歳の有効求人倍率0.3程度とのこと)に関して簡単な説明を行っていた。

そのうえで沖縄での車の必要性について説明。那覇市にはモノレールやバスがある程度走っているため多少ましであるが、中部などの場合はかなり厳しい。モノレールは当然ない上にバスの場合高速バスでも那覇から1時間、普通のバスであれば2時間程度移動に時間が必要。費用も片道1000円程度必要となる。これがさらに名護までとなると時間も費用もさらに必要。

生活保護における自動車保有の要件が生活保護受給抑制に使われているように感じる。申請に行っても自動車を持っているか尋ねられ持っているか答えると申請するのであれば処分するよと言われる。そうなるかと車を保有してぎりぎりの生活を行うか車を保有せず生活保護の申請をするかという二択を迫られることになる。

うるま市の事例では、車を友人に売却していたが、自動車金融に車を入れていたため名義を変えていなかった。そのため名義があるため車を保有しているうるま市に指摘された。

地裁、高裁ともに国家賠償は敗訴となった。原因として原告の生活実態がブラックボックスであったことと、生活保護に対する無理解と偏見のためではないかと感じる。原告の生活実態については月額60万ほどの使い道につ

いて明確にならなかつた。マネー能力が低いと考えられた。また、原告は非常にプライバシーに対する意識が高かつたことも要因の一つである。この判決に裏には、生活保護受給者が車を持つのはぜいたくであるという考えがあるのではないかと。車の保有の認定においても買主となった知人は代行業に車を使っていたことから普通に生活しているだけではないと。売却に関する内容がいまいであることなどを理由として車の保有を認定した。第三者名義の車の運転を保有だとするならば生活保護者は運転できないことになる。

被告側は車には資産価値があると主張し、受給者が事故を起こしたらどうするのかなどをのべている。また車の保有にお金がかかることから、ほかの生活支出にシワ寄せが来ることになり子どもが困るとも主張。しかし、裁判期間中に廃車となるっており車に資産価値は実質ない。事故のリスクは運転するならば保護受給者でなくとも負うものであり、自賠責や任意保険でカバー可能。また、シワ寄せに関しても生活保護をそもそも廃止しているのに主張するのはおかしい気がする。

また、市民感情論に関しても言及されていた。年金や所得の低い沖縄では、生活保護を受けている人と受けていない人だけでなく受けている人同士にも格差が生じている。そのため妬みなどが生じるのではないかと(保護受給者が車を使っていると通報されることもある)。生活実態をきちんと明らかにしたうえで、生活に本当に必要であること、を明らかにして裁判所へ訴えなければ車はぜいたく品であるという市民感情論を乗り越えられない。また行政側は自動車の保有を認めると爆発的に申請者が増えると考えている。

Q 自動車について保有と使用の区別が明確ではない。この区別をどのように行っているのか

A 行政側の判断基準が明確になつていない。そもそも使用を禁止することは理解ができない。保有についても一定の例外(高級車など)はあるもの原則として認めるべきである。

Q 事故の問題において、保険に入れない場合はどうしたらよいか

A 任意保険に入れない場合というのは恐らく金銭的な面からのものだと考えられるので生活支出を見直すことで対応できる。そもそも事故のリスクは運転者全員が背負っており、保護受給者だけが事故のリスクを危険視されるのがおかしい。受給者の車保有を認めないという結論へつながる上に、生活保護受給者が車の運転において事故を起こす可能性が高いというデータがあれば論理として成立しないはずである。

給はためらうかもしれないこと。職権発動による2万円を上限とした窮迫保護があるので、これを使うことで即支給することが可能であると説明。今までは窮迫保護の認定を、今すぐ死ぬといった状況でなければ行わなかったが、那覇市の裁判では生活実態に即して仮の義務付けを行っており前進といえるのではないか。何度も足を運んでようやく申請となるのであれば、監査による重点的なチェックをも問えるのはどうか。監査で申請の意思など重点的なチェックを行うようになっていくが沖繩の現状は変わっていない。

1 沖繩の貧困  
2 稼働能力

まず、きもとさんから瀬底さんの報告の補足として沖繩県の生活と健康を守る会の加盟団体、協賛団体に課して補足がなされた。具体的には自治体キヤラバンと社保協、反失業貧困ネットワークなどがある。そして生活保護の申請書をきちんと渡すところがあることや学校の給食費用一部援助などを行っているところもある。交流において周りの現状を知ることができると他団体と協力していくことが大切である。

つづいて宜野湾市の人々から保護費の支給に課して決定から支給まで間があるのは、支給日が基本的に自治体によって決まっていることなどが原因と説明。また会計課との兼ね合いもあり月末だとよく月に支給することもあるとのこと。

ただし、宜野湾では申請に来ればきちんと申請書を渡すので申請書すら渡さないと現状には驚いた。また、県からの指導では効果が上がらない。

ケースワーカーは窓口から相談者に文句を言われ、申請を認めると後ろから上司に小言を言われるという状況の自治体もあり一番つらい。

東京都では自治体が即時支給を行った事例があるが、そのような方法はとれないのか。また会計課とうまく連携していけば月末の場合であってもうまく対応できるのではないか。

宜野湾市  
実際に行ったことがないため即時支

形での自立をこれから先求められる(働いて自立か生活保護にどっぷりという二択ではなく)貧困をなくすためには連携が大切(社会保障は人権)

稼働能力に関しては現在、年三回ハローワークと連携をとっている。今まではハローワークへ出せば就職できると考えていたがハローワーク側から就労支援が厳しいとの指摘を受ける。稼働年齢というだけで挙げられても就労支援することはできない。就労支援の前に生活指導から入るのが現実。支援することの多さに支援する側が壊れることもある。役所から55-66まで働くよう求められるが正直厳しい。

自身としては現在、相手の立場に立つてキチンと立つことで時間をかけて就労支援をすることで頑張っている。また、保護を受ける際には金銭感覚などの支援が必要だと感じる。以前夫婦2人と子供1人の過程において子供が仕事を始める前に、子供を産んで生活保護をつなぐ人がいたとのこと。生活保護が本当に必要な人がいるかもしれないが、受給するためにする人もいるので生活実態を明らかにしながら支援を行ってほしい。

○弁護士としてどこまで立ち入れるか  
就労支援や就労指導の際にどこまでかわるかが難しい。

○法律上、お金がなければ生活保護を受けることができる。能力活用を生活保護に入れるのがおかしい。稼働能力において働く場を要件として備える求人があれば行政が断ることが可能となる。

法律の枠組みをきちんと押さえて、きめ細やかな支援を行う。無理のない



### 第3分科会 社会保障のあり方

第3分科会は、他の2分科会とは異なり、生保に限らない「社会保障」全体のあり方について広く議論された。そのために、テーマごとに共通する論点の抽出・議論は難しく、断片的な議論とならざるを得ない、との共通認識のもとに進められることになった。

なお、報告順は当初の順位とは異なり「小さなスケール(沖繩・秋田事例)から徐々に大きなスケール(スウェーデン)へ」なるように、「司会者の特権(木下)」により再構成された。

#### 沖繩のパーソナルサポーターの取り組み(沖繩県老福協 山下太一さん)

これまでの「要支援者が複雑な制度、縦割り行政、縦割り支援の中でたらい回しにあり、必要な支援が受けられない」という現状を解決するために設立された。「要支援者を制度に合わせる」のではなく、「制度を要支援者にあわせる」個別、包括的、継続的支援を行っている。現在モデル地区は、横浜・岩手・沖繩等全国に18ヶ所あり、NP Oや労福協、行政が実施している。

沖繩県でのパーソナルサポーターを利用する方は1日あたり17-18件。沖繩県は、生活・就職困難者が多く、国民所得、完全失業率、有効求人倍率は全国ワースト1。そのような中、意外にも、1000万円以上の高所得者は全国で一番多くなっている。

相談者の傾向としては、4人に1人が精神に障害を持っている、金銭管理能力に不安を感じる人が多い、家族関係が崩壊している、ゆいまいる精神が崩壊している(生活に余裕がない)等がある。

最近では外部との連携が進んでおり、保護観察所や刑務所、那覇警察署などから依頼を受け、刑余者の社会復帰支援も行っている。また、暴力団員からの依頼もあり、団員登録を外さなければセーフティネットを受けることができないため、暴力団からの離脱も支援している。

パーソナルサポーターの支援は、ユアサ氏の言う、要支援者の寄り添った支援(伴走型支援)や雇用保険や生活保

護等の制度活用を基盤としている。NP Oや労福協の支援モジュールを活用し、レンタルスーツ、交通費支給支援、シエルトアの提供や、最近重要視されている中間就労の支援も行っている。

関係機関との連携においては、顔の見える連携を大切にしており、開拓企業は現在80社を確保している。企業実習先も確保しており、要支援者のいきなりの社会復帰を防ぐことができ、効果を発揮している。企業実習は、企業側も要支援者の能力を事前に見ることができるといふメリットもある。

サポーターの支援を向上させるため、弁護士等も参加する就職生活支援セミナーや運動を広めるための説明会を実施している。

パーソナルサポーターセンターは設立当初、生活保護申請しかない機関だと思われており、ある自治体からバッシングを受けたこともある。しかし、パーソナルサポーターは行政との連携が不可欠なため、生保申請に限らない就労支援まで含めた事業であることを説明し続け、現在では行政の理解も得ている。不当な却下等は今のところない。

今後の課題としては、金銭管理能力に問題のある生活保護受給者の指導、様々な相談者を見ることよって出てきた課題をいかに集約し、パーソナルサポーターセンターとして提言していくかが挙げられる。今後は拠点を増やすだけではなく、地域に支援者を増やしていくための努力も必要だろう。

質疑応答  
Q 体制はどうなっているのか。  
A 専任相談員が9名、就職支援が2名、業務開拓チームが2名、事務員が4名の計17名体制。

Q 資金はどこからきているのか  
A 国から県へ資金が行き、県から受託を受けているかたち。今のところ間に合っている。

Q ソーシャルアクションについて(つなぎ資金)  
A 離職による住居喪失には貸付できないとされていたが、根拠はなかったので提言・是正した。まずは職員カンパで簡易宿泊させて、つなぎ資金としていたが、実現したことで問題なくな



った。

Q 厚労省に生活何とかセンターができたが、それとの関係は（虻川？）

A 出所者の支援も縦割り支援となっており、本来の意味での支援ができていない。また、就労している人は再犯率が低い。無就労は高くなっている。もつと連携を強化するべきである。パーソナルサポートセンターとして連携を深めたい。

秋田における国保料減免のとりくみ（弁護士 虻川高範さん）

秋田における国保料減免事例をもとに、国保料減免制度の利用率がきわめて低いことについての現況とその背景についての分析が取り上げられた。

現在の我が国の国民健康保険制度は、疲弊状態に陥っているなか、それでもなお、月3〜4万円を要する費用が支払えない人々が多いのが現状である。

このような人々に対して保険料を支払わせることは、すなわち支払うことによつて生活水準がさらに低下するという状態に陥れることにつながり、結果として憲法25条の精神を忘却することになりかねない。このような状態は、直接的には関係のない生保であっても支払うことによつて生活水準の低下が招かれる可能性がある以上は、生保の自立精神の実現にも大きな影響を与えることになり、かつ「他法他施策」をとる以上は、もはや無縁のものとはいえない問題であることから、国保料減免の問題について提起したものである。

国保制度には保険料減免制度が用意されているにもかかわらず、先ほど述べたよう利用率がきわめて低い背景として、①権利としての減免という意識がない、恩恵的な考え方の蔓延という意識的なレベルでの問題、②「特別な事情」（国保44条）の発生のみに減免を認めるとする規定が具体的に何を指しているのかわからず、厚労省の見解で「突発的な事情」というから恒常的な低所得には適用されない（生保を利用すればいいじゃないかということになる（税も免税なので）という結論を導くことによる運用レベルでの問題

③田舎特有の地域扶助で何とか生きていけるから、資産調査に入られるのがいやだ、といったような本来ならば申請するような立場にある人々の意識レベルの問題などが考えられる。

質疑応答

Q 2分の1規定は要綱にあったのか

A 要綱はあるが、読みよによつては、手元金が超えるとダメ（収入に入るのか）とも読めるし、超えても生保水準にあるならば認められるとも読める

生保があるかいいという考え方、こままでは資産を使えということになる手持ち金自体を使い切れという考え方、という追い込みの考えには疑問。

生保の基準ではなく（生保・国保連動型）国保の方で基準を決めろという発想はおもしろい

沖縄県の事例（44条適用）市段階（要綱がない）では却下されたが県（裁判）で認められた

沖縄県でも1年に1・2件程度でしか利用されておらず、自治体も広報していない。

Q 判決では「特別な事情」を拡大解釈することについて意見があったのか

A 「条例に定めることにより」との規定ですので、条例の規定を争つたので得には論点されなかった。

Q 秋田で適用は増えているのか

A 地域差がある

震災後の生活保護の運用について（弁護士 小久保哲郎さん）

今年3月に発生した東日本大震災を受けて以降の、生活保護申請状況などを中心に報告された。3月から8月における東日本大震災に伴う被災者からの生活保護の相談件数は3469件、申請件数は1298件、開始世帯数が904件だったが被災の規模の割には少ない。避難所があるからなのかもしれないが、それにしても少ない状況であり、今後、生活保護の申請が爆発的に増える可能性があるのではないかと危惧している。

質疑応答・意見

沖縄パーソナルサポートセンターでも被災者支援を行ったことがある。勉強会等を開催して受け入れ体制を整えていた。しかし、被災者は生活保護を利用せずに、自力でがんばりたいという相談者が多く、利用者のほとんどが就職支援に関する相談で、生活保護の申請は1件だけであった。また、利用者の8割が福島県からの避難者であった。国の施策と沖縄県（東日本大震災支援協力会議）の施策を活用し、定期的な相談会などを行い、生活保護受給の垣根を低くする取り組みを進めたい

Q 仮設住宅が辺鄙な場所に存在している。現金が必要だと考えるのに、申請者が少ない。いったいどうやって生活しているのか。

A 生保に対する厳しい見方や義援金と生保の両支給に対する批判がある。このような状況が生保申請低下につながるのではないかと。

日弁連の社会保障・グランド・デザイン（弁護士 民谷渉さん）

日弁連主催の人権大会において策定された、「社会保障・グランド・デザイン」の策定経緯、議論の進展およびグランド・デザインの詳細な説明が報告された。

当初より問題となっていた我が国の社会保障にスポットをあて、社会保障制度そのものの構造的な欠陥に起因する社会保障制度そのものの機能不全状態と、もともと脆弱な社会保障制度にさらなる追い打ちをかけるような「保障内容」切り下げ」方針に対する懸念、という共通認識のもと、「社会保障・グランド・デザイン」の策定を目標とすることで決まった。

このような共通認識のもとで開催された「社会保障・グランド・デザイン」は、企業・家族に依拠していた現行社会保障制度の構造的欠陥を指摘するとともに、生存権規定から当然に導かれる「公助」の精神に基づいて、①社会保障の権利性を向上・明確化させること、②震災支援をも含めた拡大範囲としての「社会保障」の定義を確定させること、などを柱として「グランド・デザイン」および「社会保障基本法」の策定を国に求めるものである。また、これら「総論」としての提言のほか、「総論」をより具体化するために、「医療」「福祉」「居住」などの分野ごとに詳細な提言が「各論」として

なされているが、時間の都合上、詳細な報告は省略され、レジュメを参照とすることであった。

スウェーデンの社会保障（琉球大学 高田清恵さん）

スウェーデンの社会保障と日弁連の提言内容は重複している部分がある。我が国では、社会保障を憲法25条で国の責任として保障している。しかし、90年代の経済的合理化などのながれから趣旨が忘却された。そのようななか、社会保障政策に対する国民の不満から政権が変わった。社会保障の分野では効率化に重点が置かれている。このようなながれのなかで、社会保障を再検討すべき時期にきている。

スウェーデンはもともとから福祉国家ではない。少子化問題が顕在化したために、積極的な社会保障制度の整備が必要とされた。社民党政権による保障制度の整備を契機として、徐々に福祉国家になっていった。スウェーデンでは、国・コミュニティ（市町村相当）責任による公助制度が発達している。従前就労時期の80%の所得が保障されているとも言われている。最低限度の生活水準の保障や、年金による最低限度の生活を実現しており、自営業者もサラリーマンも同じ社会保障制度を利用している。

社会保障制度の運営のほとんどは国の税金（国庫負担）によるもの。老齢年金などは事業主（使用者）負担のウエイトが高くなっており、労働者の負担がない、もしくはかなり低くなっている。我が国の「保険料を支払うから、給付を受けられる」という発想での運営とは異なっている。日本では、公的支援（給付・公的年金など）が十分でないために生保に頼らざるを得ない現状がある。生活保護受給者の上昇が忌避される傾向にあるが、そもそも公的年金などの体制が不十分である結果であるため、もう一度見直していく必要がある。

スウェーデンにおける「人間らしい生活」とは、必ずしも資金面での援助に留まらず、余暇・レクリエーション・新聞購読・労働組合への参加等の福祉サービスなどのソフト面での支援も含

まれる。福祉制度の確立時から続く、慢性的な待機要介護者の問題は、スウェーデンでは違法と認識されている。介護が必要であれば、そのサービスを受ける権利があり、財政を理由に支給を抑制することそれ自体が違法になる。コミュニティごとに制裁金が課されることもある。我が国では、現状に対応させるために規制・水準を緩めるような政策でしるぐが、スウェーデンでは義務を履行していないとされ、問題化する。

教育は、社会の発展のために必要不可欠なものであるとされ、教育に対する社会保障の充実が図られている。誰もが必要とするモノ、例えば、妊娠・出産・義務教育（大学まで）・鉛筆やノート・大人の教育・就職訓練、は公共サービスによつて提供すべきという考え方もある。

スウェーデンはGDP比60%と税負担率が高いが、支払額の約9割が還ってくるなど、必ず見返りがあると確信しているため、国民は納得したうえで支払っている。

また、公的支援が充実している分、民間生保・貯蓄率が低い。我が国でも、民間保険投資を加えるとスウェーデンでの税金負担とほぼ同じ、もしくはそれ以上になるとも言われている。しかし、全国民参加ではない民間部門での保障のため、保障を受けられない低所得者が出てくる可能性もある。

福祉に投資しすぎると、経済が停滞すると一般的に言われているが、スウェーデンではそのような意識はなく、むしろ福祉に投資することは、経済の発展に必要であると考えられている。

スウェーデンでは一部を閉め出すことそれ自体を国の貧しさを考えられ、保障の権利性が確立されている。福祉国家実現のための土台としての民主主義の整備に力を注いでいるが、一方で、硬直化・画一化に陥りやすい官僚主義への批判も強い。しかし国民の権利を守るのは国家の責務である以上は国家に依存すべき面もある。だからこそ、国民参加が強く求められる

質疑応答

Q 企業のあり方（社会のなかでの企

業のあり方（社会のなかでの企

業の立場)はどのような感じなのか

A 日本とちがいで、企業が社会保障負担金をしっかりと払っている。企業の果たす役割が、社会保障の大きな役割を果たしている。

Q 国民の政策決定参画の方法について

A 当事者運動が伝統的に盛んであり、労組などを通して検討を深め、その団体を通して反映させるようなかたちもあるが、本人から直接意見を出し、直接反映させるといふ当事者本人の意見を重視する当事者民主主義もある。

Q 保守政権のときには社会保障政策への影響はないのか

A 小さな政府では、国民支持が得られない環境にあることから、保守も政策転換をせざるを得なかった。なので、大きく転換した、というようなことはなかった。

Q パーソナルサポートセンターでの相談者対応時に精神疾患等が疑われる場合にはどのような対応をしているのか

A 定期的に臨床心理士が来訪して、相談に乗るなどの対応をしており、専門機関との連携・ネットワークも利用している

第3分科会まとめ (弁護士 尾藤廣喜さん)

生活保護に限らない総合的な問題の検討をした分科会であり、一見すると各テーマがつながりのないようなものに見えるが、議論しにくいようであったが、(例えば生保と国保との関係のように)必ずしもつながりがないとはいえないものであった。(このことからわかるように)、「生活保護の視点から」だけでは、(問題の議論を検討することは難しく、結果として、この視点のみでの議論をしようとする)生活保護制度そのものが崩壊しかねない。今回の分科会を通して、副次的視点に立ったうえでみることによって見えてきたものがあるのではないか。また、(社会保障の問題を考えるうえで、分科会での議論や)訴訟に限らない運動などでの世論の訴えなども活用できる手段のひとつである。

(そしてこれらの成果として)政権

にとらわれない社会保障(福祉国家)の大前提を確立すべきである。現段階では、(先行きが不透明な部分も多いが)少なくとも芽は出つつある。希望を持っていきたい。